

令和 2 年 7 月 1 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03100

研究課題名(和文) 石刻史料を用いた唐朝の羈縻支配に関する基礎的研究

研究課題名(英文) A study of the control of the non-Chinese tribes in the Tang Dynasty

研究代表者

森部 豊 (Moribe, Yutaka)

関西大学・文学部・教授

研究者番号：00411489

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：唐朝の異民族を支配する方法は、間接統治であったと、一般には言われる。それは、異民族のリーダーに唐の官職をあたえ、彼を通じて、彼の集団を支配するものであった。その集団は、唐朝に服属しているけれど、自治がおこなわれていたというのが、今までのイメージであった。現在の中国遼寧省の朝陽市は、唐代の營州があったところであり、そしてその付近には異民族集団が多く住んでいた。これを羈縻州という。近年、この羈縻州に関する墓誌が13点発見された。これを利用してこの地域の羈縻政策を見直すと、従来のイメージとは異なった姿が浮かび上がったのだ。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究によって、唐朝の異民族支配の、一元的イメージ、すなわち異民族集団の首長に官職をあたえ、その集団を間接統治し、そこでは自治が行われていた、という今までのイメージは、必ずしも唐代のすべての羈縻州に当てはまるものではないという見通しが立った。このことは、唐朝という時代に対して、現代人が持っているイメージは、実は、後世の人によってつくられたイメージを投影している場合があり、より根本的に見直す必要があることを示唆するものである。

研究成果の概要(英文)：It is generally said that the method of controlling the non-Chinese tribes of the Tang Dynasty was indirect rule. It gave a Tang official office to an ethnic leader and ruled his group through him. The image so far is that although the group was in the Tang Dynasty, it was self-governed. Today's Chaoyang city, Liaoning Province, China, was called Yingzhou in the Tang Dynasty, and there were many non-Chinese tribes living near it. In recent years, 13 epitaphs related to Jimizhou have been discovered. When I used these epitaphs to reexamine the control of the non-Chinese tribes at Yingzhou, a different image of Jimizhou from the conventional image emerged.

研究分野：東ユーラシア史

キーワード：羈縻支配 契丹 高句麗 靺鞨 唐朝 府兵制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

私は、この研究を開始する以前、「ソグド人の東方活動に関する基礎的研究」(JSPS 21320135)において、新出の石刻史料を利用し、騎馬遊牧民化したソグド人(ソグド系突厥)が、唐代政治史および軍事史上で果たした歴史的役割を明らかにした。また「農業・牧畜境界地帯」から構築する新しいユーラシア史像の試み」(JSPS 24652137)では、ソグド系突厥の揺籃の地である「農業・牧畜境界地帯」に視点を置き、その空間における人的(民族的)移動とその融合の様相を研究した。この作業を通じ、私は、唐代政治・軍事史の理解において、ソグド人だけでなく、奚・契丹人およびテュルク人の分析が必要であるとの認識にいたった。

このうち、唐代のテュルク人については、石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』(汲古書院、1998)所収の突厥人に関する論考や山下将司「唐のテュルク人蕃兵」(『歴史学研究』881、2011)、同「唐の「元和中興」におけるテュルク軍団」(『東洋史研究』72-4、2014)といった墓誌を利用した研究成果があり、唐朝におけるテュルク人の活動が明らかにされている。ところが、唐代の契丹については、正史などの編纂史料を使った松井等「契丹勃興史」(『満鮮地理歴史研究報告』第1、1915)、田村実造「唐代に於ける契丹族の研究」(『満蒙史論叢』第1、1938)、愛宕松男「契丹古代史の研究」(東洋史研究会、1959)を見るくらいであった。近年、中国大陸における唐代の奚や契丹に関する研究が著わされているが、編纂史料の記述の範囲をほとんど出ず、新しい契丹史像は描き出されていなかった。

ところが、21世紀になり、以上のような研究を取りまく史料状況が大きく変化してきた。『遼寧碑志』(遼寧人民出版社、2002)と『朝陽隋唐墓葬発現と研究』(科学出版社、2012)の出版である。前者は遼寧省朝陽市(唐代の営州)で発見された唐代前半期の契丹人の墓誌(録文のみ)4点が載録され、後者には墓誌5点(拓本写真と録文)が紹介されている。それらからは、墓主が営州に置かれた契丹系羈縻州に属していたこと、その羈縻州には折衝府が置かれていたこと、そしてその契丹人が唐の羈縻支配下で従事した政治的・軍事的役割の情報が記されている。この情報に基づき、これらの墓誌の原碑調査のため、申請者が2014年11月に朝陽市博物館を訪れたところ、現地には、この書に載録されていない契丹人墓誌3点も公開展示されていることがわかった。これらの契丹人墓誌10点と墨書銘1点を紹介し、簡単な分析を加えた(拙稿「唐前半期の営州における契丹と羈縻州」)。さらに2015年9月、再度、朝陽市博物館を訪れ、同元館長の尚曉波氏から、朝陽で出土した唐代墓誌21点の拓本の写真データ(公開・未公開を含む)を譲り受けるに至った。これにより、唐代前半期の営州における契丹人とその羈縻州を研究する、全く新しい史料環境が整ったといえることができる。

従来の唐代の羈縻州研究は、譚其驤「唐代羈縻州述論」(初出1990:『長水集続編』、人民出版社、1994)や劉統「唐代羈縻府州研究」(西北大学出版社、1998)のように、正史などの典籍史料しか利用できず、羈縻州の歴史地理的研究に終始していたといえる。それは羈縻州の全体像や性格、あるいは個々の羈縻州の歴史地理的沿革の説明にとどまっていた。つまり、そこに住んでいた羈縻州民の具体的な姿は、史料上の制約から全く言及されていない。ところが、21世紀の現在、上述の唐代の契丹人に関する墓誌が発見されるにおよんで、羈縻州研究は、もう一歩踏み込んだ形で行うことができる段階に入ったといえる。さらにこれと呼応するように、モンゴルにおいてもテュルク人の漢文墓誌や漢字史料が発見され、それに基づく、唐と突厥・鉄勒との羈縻支配の関係も再考する段階に入っている(石見清裕「羈縻支配期の唐と鉄勒僕固氏」新出「僕固乙突墓誌」から見て」『東方学』127、2014; 齊藤茂雄「突厥有力者と李世民」唐太宗期の突厥羈縻支配について」『関西大学東西学術研究所紀要』48、2015; 鈴木宏節「唐の羈縻支配と九姓鉄勒の思結部」『内陸アジア言語の研究』30、2015)。

本研究を開始する前の研究状況と背景は以上のようなものであった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、1)唐朝の羈縻支配下にあった奚・契丹について、遼寧省、北京市、河南省、陝西省の各地で新たに出土した石刻史料(墓誌)を利用し、正史などの編纂史料では明らかにできない彼らの具体的な姿を復元して、彼らが唐代政治史および軍事史において演じた歴史的役割を明らかにし、(2)同様の墓誌を分析する手法で、唐朝の奚・契丹に対する羈縻政策の具体的な運用のあり方を解き明かし、それを踏まえ唐朝の羈縻政策そのものも再考し、そして、唐代全般において、奚・契丹と唐朝とはどのような関係にあったのか、その羈縻支配はどのように変化したのかを、突厥や鉄勒などテュルク系諸族の在り方と比較しつつ、明らかにする、というものである。

### 3. 研究の方法

本研究を進めるために、第一に遼寧省朝陽市で出土した唐代契丹人の墓誌のデータを収集・整理しなおし、その解析を通じて唐朝領域の東北辺に置かれた契丹の羈縻州の実態像を浮かび上げさせようとした。現在、朝陽市で発見された契丹人墓誌は、書籍・雑誌上で発表されたものが7点、朝陽市博物館でのみ公開展示されているもの(以下、未発表資料)が3点、完全未公開のもの(以下、未公開資料)が少なくとも2点ある。これらの墓誌からは、羈縻州の刺史やその次官以下の職に就いていた具体的人名、彼らの出自と系譜、異なる契丹系羈縻州間での婚姻関係、羈縻州と軍府、唐の行軍への参加と具体的役割などの情報を得ることができる。しかし、問題は、公刊されている墓誌以外のものは、原石の状態があまり良くなく、字の判読が困難である。現在、

申請者は拓本の写真データを入手しているが、その質もそれほど良くない。これらのテキストを正確に読み解くには、まず、拓本と写真をベースに録文を作成し、加えて、現地に赴いて原石を仔細に観察して字を確認し判読していく必要がある。未発表・未公開資料に関しては、その全文の発表権は、中国側にあるので、彼らとの共同作業によって史料解読を進める。この作業にもとづき、唐朝がその領域の東北辺で、契丹人に対しておこなった羈縻支配の具体的あり方を明らかにする。

第二に、朝陽市出土以外の奚・契丹人墓誌の収集と分析を行う。唐朝へ帰順後、幽州（北京）・長安・洛陽に居住し、そこで埋葬された奚・契丹人がいる。現在、申請者が把握しているのは、契丹人墓誌が4点、奚人墓誌が2点である。現在、公刊されている石刻史料集や考古雑誌を再調査し、その全容を把握すると同時に、データベースの作成とその内容分析を行う。

そして第三に、これら唐前半期の羈縻州民が、安祿山時代およびその後の河朔三鎮における奚・契丹とどのような関係にあるのかを解明する。この点、「安祿山女婿李献誠考」（業績12）において、安祿山と奚との関係は明らかにしたが、そこには契丹も関係していたことが、正史の記述から推測できる。これを踏まえ、契丹と奚に動向を体系的に明らかにし、さらに安史の乱の河朔三鎮内の奚・契丹勢力とどのようにつながっていくのかを明らかにする。

#### 4. 研究成果

まず、この4年間にわたる研究概要を概観しておきたい。

2016年度は、遼寧省朝陽市で発見された唐代契丹人墓誌のうち、孫氏一族の4点の墓誌について考察を加えた。また、唐代幽州（北京市）と営州（朝陽市）の間の交通ルートおよびその景観調査をふくめた調査を行った。また、この調査に際し、朝陽市博物館を訪問し、同博物館が所蔵する未公表の墓誌拓本写真の一部利用について許可を得た。

2017年度は、朝陽市発見の墓誌群が有する情報を今一度整理し、羈縻州におかれた折衝府とそれにとまなう軍事活動の情報をもとに、唐代前半期の蕃兵と軍制について考察した。ただ、この年から、朝陽市博物館が工事のため、墓誌の調査できないとの理由から、計画を一部変更し、唐朝が羈縻支配をおこなった北中国の北辺の景観調査を2017年8月におこなった。この結果、未発表の唐代墓誌情報を入手することができ、唐朝の羈縻支配崩壊後の北辺状況を明らかにしうる情報の一部を入手することができた。この成果は、2017年11月4日の唐代史研究会（京都大学）で「唐代幽州盧竜節度使、河東節度使、振武節度使の空間 2017年河北・山西北部考察記」と題して発表している。

2018年度は、日中韓で契丹人が高句麗人かで見解が分かれている高英淑墓誌に対する考察を加えた。また、唐朝の羈縻支配全体に関する見解を、「唐朝の羈縻政策に関する一考察 唐前半期の営州都督府隷下羈縻州を事例として」と題して、東洋史研究会2018年度大会（2018年11月4日、京都大学）において口頭発表をおこなった。

最終年度は、遼寧省朝陽市で新たに出土した唐代の契丹人墓誌と靺鞨人墓誌の分析を行った。また、2019年10月26日、関西大学において、「中国王朝の「異民族」統治方法に関する問題と考察」と題する研究集会を開催した。森部が基調報告として「唐朝の羈縻政策をめぐる諸問題」を発表した。ついで、新津健一郎（東京大学大学院生）「唐代南方統治政策における羈縻州の位置」、齊藤茂雄（大阪大学）「唐代前半期における突厥羈縻集団の形成と解体」、佐川英治（東京大学大学院）「羈縻政策としての北魏六鎮」の3本の研究報告を行い、討論をおこなった。この研究集会では、唐朝の羈縻支配をめぐる、通念的理解を修正する段階に入っていることが確認された。我々が、漠然と「羈縻州」と一括して呼んできたものには、実は、内地の正州とほとんど変わらないもの、通説的、服属部族集団の自治がおこなわれているもの、あるいは時には羈縻州から正州へ、また正州から羈縻州へ変わるものなど、その姿は多様であり、唐朝の羈縻支配そのものも、地域や時代によって変化があったことを予想させる。これらの分析については、今後の課題として提起しておきたい。

以上の活動を踏まえ、この4年間で私が公刊した研究成果は以下の通りである。

まず、「唐代奚・契丹史研究と石刻史料」（『関西大学東西学術研究所紀要』第49輯、2016年）において、唐代の奚・契丹に関する研究史を整理し、あわせてこの段階で利用できた遼寧省朝陽市出土の墓誌11点を利用し、唐代営州に隷属する形で契丹人を置いた羈縻州に対して分析を加え、折衝府の存在、契丹系羈縻州間での婚姻関係などの事実を提示した。

「遼寧省朝陽市発見孫姓墓誌群に関する一考察 唐代羈縻支配下の契丹の研究」（玄幸子編『中国周辺地域における非典籍出土資料の研究』、関西大学東西学術研究所、2017年）では、遼寧省朝陽市出土の唐代墓誌のうち、「孫道墓誌」「孫則墓誌」「孫忠墓誌」「孫黙墓誌」の4点を詳細に分析し、彼らが契丹人であるという説を再提示した。まず、孫則・孫忠・孫黙の三人が同世代（同輩行）の人であり、かつ同一族である可能性が非常に高いにも関わらず、その系譜は墓誌の記述をそのまま鵜呑みするのでは復元できず、一部修正しなければならないこと、その祖先の名前、官職名に若干の移動があることから、その系譜は7世紀後半に作られたものと推察した。また、諱ではなく字（あざな）に共通する輩行字をつけて同世代の関係を示す点なども、彼らが漢文による墓誌作成時に、漢文化を模倣したとみなせるだろう。このことから、逆に、彼らは漢人ではないことが推察できる。そして、孫則や孫忠が契丹系羈縻州の官職に就いていることから契丹人であると判断した。孫則の官職歴をみても、自身が出身の部族集団を置いた羈縻州のみならず、それ以外の種族の羈縻県、契丹の別の部族の羈縻府の役人になっているという状態が

見られる。これは、孫則がもともと属していた契丹の部族集団（内稽部）が、おそらく隋以来、中原王朝に帰順していたこともあり、唐朝からすると「信頼する」に値した集団であったと判断され、それゆえ、唐への帰順が新しい集団に対する監督という立場を与えられたと解釈した。最後に、懐遠府という軍府に関して、これは契丹の羈縻州に置かれたものであること、この軍府は内地の正州に置かれたものと異なり、唐朝が契丹人を軍事的に徴発するための機能をもった機関であったこと、有事の際には軍府の官職にある者が行軍総管などに任命され、軍府に属する府兵（実態は契丹人）を率いて外征に従事したことを主張した。

「唐代前半期における羈縻州・蕃兵・軍制に関する覚書 営州を事例として」（宮宅潔編『多民族社会の軍事統治 出土史料が語る中国古代』、京都大学学術出版会、2018年）は、唐代営州都督府における契丹系羈縻州とそこに置かれた軍府、そして蕃兵の徴発について、新出の墓誌の記述をもとに論じた。営州は、唐朝にとって高句麗や東北方面の諸族対策の軍事的拠点であった。編纂史料の記述を信じれば、営州所管の「百姓」を徴発するための軍府は設置されなかった。一方、新出の石刻史料からは、営州都督府に隷属した羈縻州のうち、契丹をおいた羈縻州には軍府が置かれたことが明らかとなった（この論文を執筆していた段階においては、契丹以外の羈縻州では軍府の存在が確認されていなかった）。軍府の置かれた羈縻州は、「内地羈縻州」に相当するものといえる。「内地羈縻州」という呼称やその内実については、研究者によって一致した見解はなく、今後、検討が必要であるが、現在のところ、筆者は、それを正州に準じる羈縻州で、完全な自治権をもった羈縻州とは一線を画するものであると考えている。営州都督府に隷属した羈縻州内の軍府からの「府兵」の動員は、果毅都尉が府兵を率いて行軍に参加するというもので、内地のそれと同様であったことも確認できた。ただ、その府兵は定住農耕民ではなく、もとは遊牧民の契丹人であることは注意しなければならない。羈縻州に編成された後のこれら契丹人の生活様式がどのようなものであったのかについても、まだ明らかになっていない。

「唐代営州における契丹人と高句麗人」（『関西大学東西学術研究所紀要』第52輯、2019年）では、遼寧省朝陽市で出土した「高英淑墓誌」をめぐる、高英淑が契丹人であるのか、高句麗人であるのか、という相異なる解釈に対して考察を加えた。中国人研究者や韓国人研究者は、後者の説を支持するが、そうならば、契丹の部落を置いた師州の長官が高句麗人ということになってしまう。そして、この解釈を支持すれば、唐の羈縻支配について、その在り方を根本的に見直す必要に迫られる。しかし、現在の史料状況を踏まえた場合、そこまでは言えないだろうというのが、私の考えである。とするならば、契丹人である高英淑の墓誌に、なぜ高句麗人に関する情報が書き込まれなければならなかったのかを説明しなければならない。私は、その理由として、高英淑存命の時期、営州付近に、高句麗の別種である大祚栄の集団があり、師州刺史がその管理・監督に関わっていたのではないかと推測した。そのことが、契丹人である「高英淑墓誌」に、高句麗人の情報を記載する原因になったと考えるのである。すなわち、高句麗人集団に対し、領導者の師州刺史の一族は、高句麗人の流れも汲んでいるのだという姿勢を見せる政治的意図があったのではないかと結論付けた。

「唐前半期の営州における契丹人・靺鞨人と羈縻支配」（玄幸子編『続 中国周辺地域における非典籍出土資料の研究』、関西大学東西学術研究所、2020年）は、本研究活動中に新たに公表された遼寧省朝陽市出土の「朱寿墓誌」「劉祖墓誌」「陳英墓誌」の唐代墓誌3点について、その内容を紹介しつつ、問題点を指摘してみたものである。「朱寿墓誌」によれば、彼は懐遠府校尉の職にあり、これは、上述の孫則と孫忠が懐遠府の折衝都尉および懐遠府司の職にあったことに、さらに一事例くわえるものとなった。「劉祖墓誌」は、靺鞨人ないしそれに関係する人の墓誌であることが注目される。墓誌題に「唐故慎州逢龍縣令上柱國劉府君墓誌之銘」と見え、また墓誌本文中にも「永徽元（650）年、慎州逢龍縣令を蒙授」したとある。慎州とは、涑沫靺鞨の烏素固部を置いた羈縻州であり、慎州は逢龍縣を領していたとある。劉祖は彭城を本貫とするが、「柳郡に宦たるに随い、因りて県人と為」ったという。彼の経歴は、貞観19（645）年の高句麗遠征に従軍し、その際の軍功により上柱国・濱海府校尉を授けられたことと、その後、永徽元（650）年に慎州逢龍縣令となったこと、龍朔元（661）年に61歳で亡くなったことが読み取れる。卒年から計算すると、隋の仁寿元（601）年生まれである。また、劉祖の子である劉帰安は、檢校夷賓州県令上柱国になっている。夷賓州とは、乾封年間（666-668/3）に、靺鞨の愁思嶺部を置いた羈縻州であり、来蘇縣を領していた。「劉祖墓誌」では、劉帰安の職名が「夷賓州県令」とのみあって県名が記されないが、「来蘇縣令」と補うことができるだろう。ところで、本墓誌の報告書は劉祖を漢人とする。しかし、劉祖が靺鞨の烏素固部を置いた羈縻州である慎州のもとにあった逢龍縣の県令になっていること、また息子の劉帰安も、靺鞨の別の部族である愁思嶺部を置いた羈縻州である夷賓州の県令、おそらく来蘇縣令となっていることから、靺鞨人と考えるほうが妥当ではなからうか。「劉祖墓誌」から得られる重要な情報は、「濱海府」という折衝府の存在である。「濱海府」という折衝府名は正史など編纂史料には見えず、また「劉祖墓誌」出土以前の石刻史料においても確認されていないようである。靺鞨人の劉祖が濱海府校尉に就任したという点に注目し、この「濱海府」も羈縻州におかれた折衝府ではなからうか、というのが私の考えであるが、この説は今後の検討の余地があるだろう。

「陳英墓誌」からは、墓主の陳英の初任官が師州録事参军であったといい、おそらく、終身、このポストにあったと考えられる。師州は契丹を置いた羈縻州である。師州の場所は、営州城の東北にあった廢楊師鎮である。おそらく隋以前にあった楊師鎮が廢されていた城郭聚落を再利用したのだろうが、同時にこの場所には、奚を置いた羈縻州の崇州も置かれていた。上述した孫

則は、この北黎州昌黎県令となっていた。つまり廃陽師鎮には、奚の崇州（北黎州）と契丹の師州が「同居」していたという興味深い羈縻州の現状があった。陳英が就いた師州録事参軍は、唐朝内地の正州の四等官に対応するもので、検勾官の職にある。陳英は「私第」で没し、「柳城西北九里之原」に夫人とともに合葬されたと墓誌にある。この「私第」が営州城内にあったのか、「師州」にあったのかは判然としない。が、師州がおかれた営州管内で亡くなり、現地に葬られたことは間違いない。ところで、陳英以外に師州録事参軍となった王岐という人物の情報を、彼の墓誌から知ることができる。王岐は明経出身で、その卒年と年齢から、明経擢第の年代は武徳年間のはじめと推測されている。彼の初任地は、施州（湖北省恩施土家族苗族自治州）であり、その後、師州、すなわち唐代の営州都督府の管轄下にあった契丹系羈縻州の録事参軍として赴任し、漁陽郡官舎でなくなっている。王岐は漢人であった可能性が高い。師州の検勾官に漢人がいたことは、彼らによって文書行政の一端が行われていたことを示唆する。その同職にあった陳英も、その意味では、契丹人の名目的就任ではなく、契丹人でありながら漢字の素養があったか、あるいは漢人そのものであった可能性もある。ただし、断定はできない。

以上が、4年間で得られた研究成果である。本研究の当初の目的は、上述の通りであったが、4年の研究期間中、史料状況および研究の視角が変化し、それにともない、私自身の問題関心も、当初の目的と重なる部分もあれば、新しい研究課題にシフトした側面もある。史料状況の変化としては、遼寧省朝陽市で契丹人墓誌以外に、靺鞨人に関する墓誌が出土・発表されたことがあげられる。さらに、確実なことはいえないが、靺鞨系羈縻州にも折衝府が置かれていた可能性がでてきた。研究の視角の変化として、唐代の羈縻州は、唐朝に服属してきた非漢人部族集団を間接統治するためにおかれたもので、自治的性格があったとイメージされてきたが、近年の大陸の研究によれば、唐中央政府から派遣された漢人官僚が、羈縻支配に深くコミットしていたことが、墓誌の分析を通じて明らかにされてきたことが挙げられる。これらの状況変化に対し、本研究は、唐朝領域の東北辺にあった営州地域の羈縻州に関する個別事例の分析にとどまっている。今後は、唐朝全域の羈縻州の分析と、唐朝の羈縻支配そのものに対する再検討が課題となる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 森部豊	4. 巻 52
2. 論文標題 唐代営州における契丹人と高句麗人	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西大学 東西学術研究所紀要	6. 最初と最後の頁 35-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 唐前半期の営州における契丹人・靺鞨人と靺鞨支配	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 玄幸子編『続 中国周辺地域における非典籍出土資料の研究』、関西大学東西学術研究所	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 森部豊	4. 巻 220
2. 論文標題 蕃将たちの活躍 高仙芝・哥舒翰・安祿山・安思順・李光弼	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『杜甫と玄宗の時代』アジア遊学	6. 最初と最後の頁 135-146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 唐代前半期における靺鞨州・蕃兵・軍制に関する覚書 営州を事例として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 宮宅潔編『多民族社会の軍事統治 出土史料が語る中国古代』、京都大学出版会	6. 最初と最後の頁 311-326
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 安祿山一唐朝を激震させた「雑種胡人」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『悪の歴史 東アジア編・上』, 清水書院	6. 最初と最後の頁 314-330
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 49
2. 論文標題 唐代奚・契丹史研究と石刻史料	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 東西学術研究所紀要	6. 最初と最後の頁 105-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 森部豊	4. 巻 -
2. 論文標題 遼寧省朝陽市発見孫姓墓誌群に関する一考察 唐代羈縻支配下の契丹の研究	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 玄幸子編『中国周辺地域における非典籍出土資料の研究』、関西大学東西学術研究所	6. 最初と最後の頁 1-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐朝の羈縻政策をめぐる諸問題
3. 学会等名 科研費研究集会「中国王朝の「異民族」統治方法に関する問題と考察」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 「唐朝の羈縻政策に関する一考察 唐前半期の営州都督府隷下羈縻州を事例として」
3. 学会等名 東洋史研究会2018年度大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 石刻史料からみる唐五代のソグド武人
3. 学会等名 テキ門生的世界・石刻上の南北朝学術研討会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 「唐前半期の営州における契丹人と高句麗人」
3. 学会等名 関西大学東西学術研究所2018年度第13回研究例会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 唐代幽州盧龍節度使，河東節度使，振武節度使の空間—2017年河北・山西北部考察記—
3. 学会等名 唐代史研究会
4. 発表年 2017年



1. 発表者名 森部豊
2. 発表標題 近年の唐朝の羈縻支配に関する研究動向
3. 学会等名 東西学術研究所第21回研究例会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----